

陳述書

平成30年4月20日
外務省北米局日米地位協定室長

第1 はじめに

私は、現在、外務省北米局日米地位協定室長を務めております。

日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府において明示的に合意された事実がわかるもの（以下「本件文書2」といいます。）については、同内容の文書が、那覇地方裁判所平成27年（行ウ）第3号公文書開示決定取消請求事件（以下「別件訴訟」といいます。）で原告国から証拠提出されており（平成27年3月4日）、その後、特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（以下「原告」といいます。）から外務大臣に対して本件文書2の開示請求がなされ、同年6月30日付けで不開示決定（以下「本件不開示決定2」といいます。）がなされたという経緯があります。以下ではそれぞれの事例における日本側と米側との間の文書の証拠提出又は開示に係るやり取りについて述べます。

第2 別件訴訟での証拠提出について

別件訴訟は防衛省の所管ですので、当省は主体的に関与しておりませんが、別件訴訟を提起するに当たり、本件文書2と同内容の文書を国として裁判所に証拠書類として提出する必要があり、その提出に関して、米側との間で合意したという経緯は外務省としても承知しております。なお、上記合意は、飽くまでも別件訴訟において本件文書2と同内容の文書を証拠書類として提出することについての合意であり、以後、本件文書2やそれと同内容の文書を他の訴訟や情報公開請求において広く公開することを合意した事実はありません。そのため、外務省においても、平成28年10月14日付けで、本件不開示決定2の変更決定を行って本件文書2を開示した際には、米側との間で情報公開請求に対する開示につき、別途合意しました。

第3 本件不開示決定について

平成27年4月30日付けで、原告から外務大臣に対し、本件文書2の開示請求がなされました。日米合同委員会の議事録については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米間で合意されていることから、外務省は、米国政府に対し、本件文書2の開示に関する意見を求めました。その結果、平成27年6月30日に、ナサンN. フロスト日米合同委員会事務局長から、電話にて、米国政府が上記開示に同意しない旨の立場が示され、米国政府の意思を確認しました。これを受け、同日、外務大臣において、本件不開示決定2をしました。

(了)